

別表第1(第2条関係)

占用料

種別	単位	年額占用料	
第一種電柱	1本につき	1,200円	
第二種電柱	1本につき	1,800円	
第三種電柱	1本につき	2,500円	
第一種電話柱	1本につき	1,100円	
第二種電話柱	1本につき	1,700円	
第三種電話柱	1本につき	2,400円	
その他柱類	1本につき	82円	
鉄塔	1㎡につき	1,600円	
架空線	1mにつき	11円	
排水樋管	1箇所1式につき	2,580円	
布設線、埋設線、架空管類及び埋設管類(架空線及び排水樋管を除く。)	外口径0.1m未満	1mにつき	55円
	外口径0.1m以上0.15m未満	1mにつき	82円
	外口径0.15m以上0.2m未満	1mにつき	110円
	外口径0.2m以上○0.4m未満	1mにつき	220円
	外口径0.4m以上1m未満	1mにつき	550円
	外口径1m以上	1mにつき	1,100円
造船用斜路	1㎡につき	260円	
栈橋(けい留施設の用に供するものを除く。)、通路及び通路橋	1㎡につき	210円	
栈橋、物揚場、船揚場その他のけい留施設	1㎡につき	140円	
船舶、材木等のけい留	1㎡につき	210円	
水路及び暗渠類(排水樋管を除く。)	1㎡につき	80円	
前各項に掲げるもの以外の建物、荷役機械その他の工作物を設置して占用する場合(漁業用工作物を除く。)	1㎡につき	500円	
漁業用工作物	1㎡につき	210円	
工作物を設置しないで占用する場合	1㎡につき	160円	

備考

- 一 第一種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは

電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

二 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

三 許可の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算するものとし、1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。

四 面積若しくは長さが1㎡若しくは1m未満であるとき又は面積若しくは長さに1㎡若しくは一メートル未満の端数があるときは、当該端数を1㎡又は1mとして計算する。

五 許可の期間が1月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料をもって計算した額に100分の110を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が1月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。

六 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。

七 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度知事が定める。

別表第2(第2条関係)

土砂採取料

種別	単位	採取料
土砂	1 ㎡につき	2 2 0 円
砂	1 ㎡につき	2 2 0 円
砂利	1 ㎡につき	2 2 0 円
かき込み砂利	1 ㎡につき	2 2 0 円
栗石及び玉石	径 8 cm 以上 20 c m 未満のもの 1 ㎡につき	2 2 0 円
野面石	控長 20cm 以上 30 c m 未満のもの 1 個につき	6 6 円
	控長 30 c m 以上 40 c m 未満のもの 1 個につき	8 8 円
	控長 40 c m 以上 60 c m 未満のもの 1 個につき	1 5 4 円
転石(割石を含む。)	控長 60 c m 以上のもの 1 ㎡につき	2, 2 0 0 円

備考

- 一 採取する量が 1 m^3 未満であるとき又は採取する量に 1 m^3 未満の端数があるときは、当該端数を 1 m^3 として計算する。
- 二 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。
- 三 この表の採取料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。